

令和7年度 第2回宮崎県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

【開催日時】 令和8年2月13日（金） 14:00～16:00

【開催場所】 ニューウェルシティ宮崎 1階アンジェラス

【出席者】 委員 8名、日本年金機構 6名

1. 開会
2. 日本年金機構 宮崎年金事務所長あいさつ
3. 委員等紹介
4. 委員長の選出

事務局より、本日の会議の議長については、今期、令和9年3月31日までの委員長として互選により選出されている南九州短期大学 名誉教授 佐保様に努めていただく旨を資料1「宮崎県地域年金事業運営調整会議設置要綱」に沿って説明。

5. 議事

以降は佐保委員長を議長として議事を進行。

(佐保委員長)

皆様、改めまして南九州短期大学の佐保です。それでは、座って議事進行させていただきます。

年金は私たちが生涯にわたって生きていくうえで命綱となるもので、何歳まで生きようと年金の受給資格があるかぎり支給されます。それぞれが世代間を超えて支えあう、本当の意味で共生社会、いわゆる民主社会の根幹をなすものと思います。

学生の年金に対する意識が確実に年々高まってきているように感じ、それは、年金事務所を中心とする年金セミナーそれから各種マスコミ等の報道などによるのではないかと思います。ただ、学生は、自分たちが老後になったときに本当に年金が支給されるのであろうかという不安を持っているようです。これだけ少子化が進んでいくと現役世代は減っていきますので、自分たちが65歳あるいはそれ以上になったときに、年金があるかどうかということに対する不安はあると思います。ただし、年金という制度の仕組みをし

っかり若い人や現役世代の人に理解してもらうことで2つの大きな利点があるかと思えます。

1つは年金制度が無いとしたら、年老いた両親の扶養は子供が扶養することになり、親もそこに期待するしかないと思いますが、年金制度が充実しているということは子供の親に対する負担が軽減されているということが言えると思います。

それから、現役世代でも、学生であっても年金制度に加入している限り、もし障害状態になったときに障害年金が支給されるということが、非常に大切なセーフティネットであると思います。そういうことで、無年金者が出ないような社会づくりということが非常に大事であり、納付率も年々高まってきていますが、さらに完璧と言われるところまで高まっていくということと、新たな課題として外国人に対しても正しく認識、理解してもらうという努力をすることも、この会議と無関係ではないと思います。

この会議では、先ほども申しました通り年金制度に関して様々な経験を有する方々、学識を有する方々が参集されていますので、委員の皆様の忌憚のないご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、地域年金事業運営調整会議 議事次第 議事1の令和7年度事業実施結果中間報告、議事2の令和8年度事業計画(案)、議事3のその他と3問用意されています。令和7年度の中間報告を聞いて協議したうえで、令和8年度の事業計画(案)について検討いただきます。各年金事務所の方から説明をお願いします。

議題1 令和7年度事業実施結果中間報告

冒頭、宮崎年金事務所長 濱田より「地域年金展開事業の概要」について説明後資料に沿って各年金事務所長より令和7年4月～令和7年12月の事業実施結果について説明。

質疑応答後、議題1の内容について委員の皆様よりご了解頂いた。

【主な意見・質問等】

(頓所委員)

九州厚生局の頓所です。非常にたくさんの取り組みを丁寧にされていて、7年度も充実した取り組みがなされていると感じました。そのうえで、まず6ページの、市町村職員向け情報誌「かけはし」の定期発行について、市町村の国民年金業務に対する事務費交付金

の交付をしている私共の業務のなかで、やはり多く聞かれてくるのが窓口相談などの対応の高度化です。こういったニーズをあらためて収集して、そのうえで記事にした今回の障害年金の関係の記事は、評判が良かったと聞きましたので、市町村の何が知りたいかというところのニーズをよく収集していただいて今後もさらに充実させていただければと感じました。

それから12ページのその他説明会の実績状況で、これまでは失業者である方々がハローワークを訪れる方が多いということもあって、どうしても低所得者層に対する国民年金の免除という働きかけが多かったが、今回はハローワーク宮崎の求職者と企業の採用事務担当者への説明会に参加26名とあり、充実した取り組みをしていると感じました。

新しい切り口として、昨年の年金法改正の令和8年4月から在職老齢年金の支給停止基準額の引き上げなどの説明も兼ねてハローワークでのシニア層の求職者に対する説明会などの取り組みもした方がいいのではないかと感じたところです。

最後に33ページの前回会議での意見と対応状況のエッセイについて、年金セミナーをやってもらった学校に対して、夏休みの宿題として斡旋しているところもあると聞いたことがあり、宮崎県の方でも丁寧に説明などして学校に理解を深めたらどうかと感じたところです。

(佐保委員長)

以上、3点の意見について、年金事務所の方で補足がありますか。

(宮崎年金事務所長 濱田)

貴重なご意見ありがとうございました。「かけはし」は先ほどの説明の通り、昨年、実施しましたアンケートの意見などの結果を踏まえて、新たにリニューアルしたところです。リニューアル後もしっかり連携をとって、市町村の担当者が窓口で困らないように続けて意見を収集していきます。

ハローワークでのシニア向けの説明会につきましては、本当に貴重なご意見をいただき、また、ハローワーク等と連携がとれて年齢層を広げていければと感じたところです。

エッセイにつきましては、昨年の質疑でも長い目を向けて2、3年後を見据えて取り組

んだらどうかという意見もあり、早い時期での年金セミナー開催をしてエッセイに取り組んでもらえるよう年度前半の方でエッセイ募集のお願いはしていますが、どうしても年度後半にセミナーが集中して、実際には募集には結びついていません。高校や専門学校のセミナーの時期も受験後や就職前の2月が多いという状況で、取り組みを考えてはいるところではありますが、皆様からもこうした方が良いというご意見があれば、ぜひ参考にさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございます。

(佐保委員長)

タイミング的に難しいところがあるかと思いますが、グットアイデアであることは間違いないような気がしました。セミナー後にエッセイを募集して書いてもらうというのを伝えられれば、もっと学生から応募が出てくるような気がします。

また、ハローワークでのシニア向けの説明も非常に大事なことで、さらに充実させていくといいのではないかと思います。

それから、市町村の窓口でも相談される方への対応はどのようなものか、宮崎市国保年金課の渡辺様、教えていただけますか。

(渡辺委員)

電話、窓口で様々な相談が寄せられており、多いのはまず電話でアポイントを取って相談に来られます。ただ、年金の給付の面での相談で我々では対応できない場合は、年金事務所への相談をお願いしています。それと、障害年金等の申請への問い合わせも多々寄せられておりまして、申請の際の丁寧な対応をさせていただいているところです。

(佐保委員長)

年金事務所と市町村の年金担当部署との連携が大事で、市町村の部署に相談があっても、その人の年金額に関わる標準報酬月額や年金の期間などは市町村では難しいところがあるので、連携をさらに深めてそういう方々の不安に伝えていただければと思います。そのほかご意見はありませんか。

(田平委員)

15ページの地域年金推進員の勸奨は、地域年金推進員が年度途中で退任されたということですが、私の経験からして校長先生や教員の先生方が退職後に推進員になられるのが一番良いと思います。高校とかに勸奨に行ってみると、知っている先生だと話がしやすいことやセミナーを引き受けていただけるというところもありましたので、ぜひ推進員の委嘱を委員の皆様は何らかの機会に話をさせていただくといいと思います。委員のメンバーの宮崎県教育庁高校教育課の坂東様は、おそらく高校の教育課ですので年金事務所からもアプローチされてはどうかと感じました。

(佐保委員長)

地域年金推進員の役割として、学校と年金事務所をつなぐということで非常に大事ですが、今のところ不在ということで、できたら退職された学校の先生でさらに高校の公民の先生であれば、比較的年金制度に近いことを学習していますのでいいと思います。私学振興会の方もぜひ協力していただくとありがたいと思うのですが、いかがですか。

(私学振興会 甲斐委員)

私学の先生方も再任用、または退職をされても何らかの仕事をされていますが、地域年金推進員の仕事内容がわかるものをいただければ、各学校に一斉メール等で連絡をして啓発をするというのは可能だとは思いますが。

(佐保委員長)

ありがとうございます。ぜひ協力いただけるとありがたいです。おそらく県の教職員課に相談しても個人情報保護などの壁がありますので、そう簡単には推薦いただくということは難しいと思いますけど、是非努力して委嘱勸奨を続けてください。そのほか意見はございませんか。

(渡辺委員)

資料24ページの地域相談事業の中で各大学等に出向いて納付相談や学生納付特例申

請の手続き、受付をしているということで、宮崎大学で学生納付特例申請受付が275件など様々な数字が記載されています。役所の方でもこの特例申請は受け付けていますが、わざわざ役所に出向くのではなく大学で受付が毎月行っているのであれば、件数が増えるのではないかと考えているのですが、成果として数字が出る部分であり、そのあたりはどのように思われているか聞かせていただきたい。

(宮崎年金事務所長 濱田)

県外の方、要は住民票が宮崎に無い方や親がすでに申請されている方はここに計上されません。また、学生自身ですでに手続きをされている方も多いかと思われます。今は電子申請でされている方もかなり増えており、電話での問い合わせがあったときはそのまま電子申請していただくなどもありますので、学校の方で受け取っている方は少ないかもしれません。

(佐保委員長)

この数字以上に学生は手続きをしているのではないかとことです。実際、私も大学の学生の半分が学生納付特例制度を活用していると聞いて、結構、学生の間でも意識は高まって手続きをしていると思いますが、それに対応していない学生もいるので続けていければと思います。

議題1の令和7年度事業実施結果中間報告については、委員の皆様にはご理解いただいたということよろしいでしょうか。

<委員一同 異議なし>

議題2 令和8年度事業計画(案)

資料に沿って宮崎年金事務所長 濱田より説明。
質疑応答後、議題2の内容について、委員の皆様よりご了解頂いた。

(佐保委員長)

議題2の 令和8年度事業計画(案)について年金事務所より説明をお願いします。

(佐保委員長)

ただいまの議題に関しまして、何かご意見はありますか。ご意見がないようでしたらご理解いただいたということでよろしいですか。

<委員一同 異議なし>

議題3 その他

事務局より宮崎県地域年金事業運営調整会議設置要綱及び
宮崎県地域年金事業運営調整会議運営要領の改正の説明。

(佐保委員長)

それでは、議題の3ですが、その他事務局からありますか。

(宮崎年金事務所 永坂)

それでは、要綱等の改正について説明します。資料1の宮崎県地域年金事業運営調整会議設置要綱及び宮崎県地域年金事業運営調整会議運営要領をご覧ください。

日本年金機構の令和7年度地域年金事業ガイドラインにおきまして、運営調整会議の設置要綱及び運営要領の策定についての項目があります。その中で、要綱及び要領に盛り込むべき留意点が示されています。

留意点は、一つ目が「当会議に係る規則は、設置要綱と運営要領から構成されること」。

二つ目は、「議事録（議事要旨）及び会議資料を機構ホームページで公開することの明示」。三つ目は、「委員の任期は2年であることの明示」。四つ目は、「開催時期の明示（原則、年1回）」であります。

この4点のうち、四つ目の開催時期について、現在、宮崎県では参集での対面開催で年2回行っていますが、以前より年2回の会議は日程調整が難しいため、対面による会議を年1回としてほしいとの要望もあり、また、委員の方々の負担軽減を考慮して、来年度より年1回の対面開催に今回改正をさせていただきたいと提案します。

(佐保委員長)

改正について事務局からありましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(年金協会 甲斐委員)

年1回というのは今年度の事業計画と、昨年度の実施結果報告を同時に対面だろうと思いますが、年1回になるのは非常に助かります。または、対面を1回、書面を1回の開催もありますが、原則、対面1回というのが非常にいいと思います。

(宮崎年金事務所 永坂)

九州各県、対面1回の県と、書面1回対面1回の県とあります。確かに次年度の計画(案)を年に1回の対面だと、皆様にお知らせするのが難しいかと思しますので、1回目は対面で、2回目は書面としても可能です。

(佐保委員長)

整理しますと、年度の報告が対面、日本年金機構のガイドラインに沿った次年度の修正案が書面で皆様に送付して意見いただくということによろしいですか。

(宮崎年金事務所長 濱田)

九州の状況を全部把握していなくて申し訳ないのですが、開催時期が8月というのはかなり遅い時期ではないかと思しますので、早い時期であれば前年度の報告と計画が示しでき、1回の対面ができるということもあります。2回目は書面で設定された目標等をお示しにするのはどうでしょうか。

(年金協会 甲斐委員)

全国的に調整会議をしていると思いますが、各県と意見交換をして機能的にうまくいく時期を選んで、そこで報告と提案と事業計画を一度にできればいいと思います。他県のやり方をいろいろと意見を交えて確認してもらおうといいと思います。

(田平委員)

計画を書面で1回やるというのは、委員の皆さんに計画をはかるということだと思いますが、他県ではなかなか意見が出ないことが多いと聞いています。年1回の対面で、計画も報告も合わせた方がいいと思います。ただ8月だと遅いから7月開催で年金事務所に任せてもいいと思います。

(頓所委員)

年金機構全体の事業実績の報告は、社会保障審議会の事業管理部会で前年度の報告をして、6月末までに厚労省に報告することになっています。翌年度の計画はそれよりもっと前になりまして、年度内に諮って、翌年度の4月1日からスタートとなっていますので、田平委員からもあったように、開催時期は7月くらいが適当ではないかと思います。6月に事業実績出たところで7月に報告ということと、早いタイミングで当年度の計画についてご意見をいただいくということになると、やはり7月くらいが適当になるのではないのでしょうか。九州各県の状況は、早いところは7月に実施しているところが2、3ありますし、8月のお盆くらいまでには一律1回、この会議を開催していただいているというのは現状ですので、私としましては1回とするのであれば7月に前年度の事業実施の報告と、当年度の計画についての説明というのが1番いいのではないかと思います。

(佐保委員長)

非常に貴重なご意見ありがとうございます。開催時期については、報告と計画を7月で行い、他県の状況等参考にしながらまた事務局の方で決定してもらおうということで委員の皆様よろしいでしょうか。それでは、ご確認いただいたということで、原則として年1回ということになりますが、どうしても委員の皆様の意見をお伺いしなければいけないという事態が発生した場合は、委員長の職権を持って臨時の会議を開催するということはあるということをご理解ください。

<委員一同 異議なし>

6. 閉会